

フロンティア分科会が「集団的自衛権容認」を提言！ 憲法9条を守り、全ての戦争政策に反対しよう！

政府の国家戦略会議のもとで、2050年に向けた日本の方向性を検討してきた有識者による「フロンティア分科会」は7月6日の会合で、集団的自衛権の行使を禁じた現行の憲法9条解釈について「集団的自衛権に関する解釈など旧来の制度慣行を見直すことも検討されるべきだ」と提言する報告書を野田佳彦首相に提出したことをマスコミ各社はセンセーショナルに報じました。

この報告書は、将来のアジア太平洋地域の安全保障環境の変化に対し、日米同盟や友好国との協力強化が必要と指摘し、集団的自衛権の行使容認のほか、日本がPKOに参加する際の「PKO参加5原則」も変更の必要性を示唆しています。

報告書は2050年の日本のあるべき姿を提言したもので、現状のままでは日本はグローバル化に乗り遅れ「坂を転げ落ちる」と予測し、多様な個人や組織が結びつきながら新たな価値を創出する「共創の国」を目指すための施策として、少子高齢化に対応して75歳まで働ける雇用環境を整備する一方、雇用流動化で経済を活性化させるための「40歳定年制」の導入や、高所得者への社会保障給付の削減、TPP参加の必要性も提言もしており、集団的自衛

権に関しては、長大な報告書のごく短い言及に過ぎません。

ところが、この短いくだりに報道界は敏感に反応し、それを受けて首相も同提言に触れ、政府内での議論も詰めていきたいと述べたことから、集団的自衛権関連部分がまるで同報告の唯一の論点と早合点されそうな雲行きになっています。これまで政府は、集団的自衛権の行使は憲法で禁じられているとの解釈を堅持してきましたが、報告書をもとに近くまとめる日本再生戦略に盛り込まれれば、将来的な解釈変更にも道を開きかねない事態となることが予想されます。JR東海労は、全ての戦争政策に反対します。

憲法解釈の変更を通じた集団的自衛権容認反対！

5 社説・発言 *11版S 2012年(平成24年)7月14日(土曜日)

集団的自衛権

政府の憲法解釈で違憲されている「集団的自衛権の行使」。野田佳彦首相は行使容認に前向きだが、平和国家・日本のかたちを安易に変えていいのか、解釈変更を認めるべきではない。

「旧来の制度慣行の見直し等を通じて、安全保障協力手段の拡充を図るべきである」とする報告書を首相に提出したのがきっかけだ。首相は「提言を踏まえ、政府内の議論も詰めていこう」と応じた。現行解釈では自衛隊に「公海における米艦の防護」も米軍に向かうか、米艦の防護も認められていない。

解釈変更は認められぬ

野田氏は首相就任前、自衛に「原則としては、やはり認めるべきだ」と思いますが、記すなら、行使を容認する立場だったが、就任後は「現時点での解釈を変更する」ということはできませんと、持論を封印していた。

集団的自衛権の行使容認論が再び浮上したのは、政府の国家戦略会議フロンティア分科会が6日、

の行使を禁じた政府解釈が中止めとなつたことに留意すべきだ。政府解釈の定着は、現行憲法には行使を認める余地がないことを意味する。行使が必要なら憲法改正が必要なら集団的自衛権に基づく米艦防護やミサイル迎撃が本当に可能かをまず模索すべきだ。集団的自衛権の行使を可能にするので初めて日米同盟は双務的になる。議論があるが、基地提供という重い義務を負う日米はすでに双務性を果たしている。首相には、消費税増税で手を結ぶ、同じく行使容認に前向きな自民党の歓心を買おうといった下心が見え隠れする。

選挙で国民の審判を受けず、政権基盤も脆弱な野田内閣に、定着した憲法解釈を変更する資格はそもそもない。自覚すべきである。